

## 国際携帯電話レンタル規約

本利用規定は有限会社アクアテック(以下「弊社」と呼びます。)が提供する国際携帯電話をレンタル契約申込者(以下(申込者と呼びます。))に貸与する場合(以下「レンタル」と呼びます。)に適用します。

### 第1条 申込み方法

1. レンタルの申込みは、本利用規定を承諾のうえ、原則として申込者の出発日の3日前までに申込書に必要事項を記入して弊社へ申し込みいただきます。
2. 前項の規定に拘わらず、弊社是在庫、その他の事情により、前項の申込みの内容とおりにレンタルを提供できない場合があります。

### 第2条 契約の成立

申込者が弊社指定の手続きにより申込を完了し、弊社がこれを受託したときに契約が成立します。

### 第3条 レンタル商品

レンタル商品は携帯電話及びその他付属品(以下「機器類」と呼びます。)です。

### 第4条 レンタル期間

レンタル期間は申込者の出発日から帰国日までとします。

### 第5条 機器類の引渡し、返却

1. 機器類の引渡しは、申込者が申込書に記載した日時及び場所に宅配便で行います。  
配送費は弊社が負担します。
2. 機器類の返却は申込者が宅配便にて帰国日の3日以内に弊社へ到着するように行うものとします。なお返送費は申込者の負担となります。
3. 申込者はレンタル期間を延長する場合、もしくは返却を延長する場合は事前に弊社まで連絡していただきます。
4. 事前の連絡がなく、期間の延長もしくは返却延長のときは、返却予定日1日あたり525円(税込)の延長料をお支払いいただきます。またその期間に発生した通話料金もお支払いいただきます。

### 第6条 申込みの取り消し

1. 申込者は第1条による申込みを取り消す場合には直ちにその旨を弊社に通知することとします。
2. 取り消し日が機器類発送前の場合はキャンセル料は無料ですが、機器類発送後の場合はキャンセル料として2,000円(+税)を申し受けます。

### 第7条 料金の請求

1. 利用代金の請求は、申込者が第1条第1項の申込書で指定した支払い方法に基づき請求します。
2. 請求書はご利用月の翌月に発送させていただきます。
3. 請求書の発行は、外国通信会社の×日の関係から複数月にまたがる場合がございます。
3. クレジットカードによる支払い契約については弊社と提携するクレジットカード会社の規約に基づく手続きにより指定期日までにお支払いいただきます。
4. 通話明細は1回につき、500円(+税)にて発行いたします。
5. 領収証は1回につき、500円(+税)で発行いたします。

### 第8条 機器類の管理及び滅失・毀損

1. 申込者は機器類を弊社指定の用法に従い、善良なる管理者の注意を持って使用、管理するものとします。
2. 申込者は機器類を滅失・毀損した場合は、ただちにその旨を弊社に連絡するものとします。
3. 前項の場合には、申込者はその理由が弊社の責任に帰すべきものである場合を除き、機器類の修理代金または再調達代金として表1の金額を弊社に支払うものとします。

表1 機器類の滅失・毀損弁償料(税抜金額)

機器類の盗難・滅失・全損	弁償額
携帯の盗難・滅失・毀損	30,000円
変換アダプターの盗難・滅失・毀損	5,000円

プラグ等の盗難・滅失・毀損	3,000円
---------------	--------

### 第9条 機器補償料金

1. 申込者は機器類の盗難・毀損・滅失に対し、機器類補償制度に加入することによって機器類が盗難・毀損・滅失したときの弁償料として、最大30,000円(+税)が補填されます。この保険は任意に加入が可能です。

表2 機器類補償制度料金(税抜金額:任意加入)

レンタル期間	加入費
1日～25日	200円
1ヶ月	4,000円
2ヶ月	7,200円
3ヶ月	8,400円

### 第10条 禁止事項

1. 申込者は、機器類等に他の機械または付属物品を取付けたり、機器類を改造したり、分解または損壊その他機器類の機能に支障を与える行為をしてはなりません。
2. 申込者は、機器類を第三者に転貸、譲渡、または質入その他の担保に供する等、弊社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。

### 第11条 不担保条約

1. 申込者が機器類の使用上に何らかの支障があったことにより申込者が被った事故または損害等については、弊社はその原因の如何に係わらず、申込者に対し、一切の責を負わないものとし、申込者はこれを予め了承するものとします。

### 第12条 解約等

1. 弊社は、申込者がつぎのいずれかに該当する場合は、何らかの通知または催告を要することなく、ただちにレンタルが解約できるものとします。
2. 申込者が第1条に定める申込書に虚偽の記載をしていたことが判明した場合。
3. 申込者の信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合。
4. 利用規定違反があった場合。

### 第13条 本利用規定の変更

本利用規定は予告なく変更することがあります。

### 第14条 合意管轄裁判所

申込者は本利用規約及びレンタル契約に関して紛争が生じた場合、訴額の如何に拘わらず、弊社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。